

原子力損害賠償支援機構

第8回運営委員会

平成23年12月28日

原子力損害賠償支援機構

午後2時00分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻となりましたので、第8回の運営委員会をこれから始めたいと思います。

本日は、年末も仕事納めの当日という、ご出席いただいております運営委員会の委員の方、大変お忙しいところお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

本日は、[] そして [] がお差し支えで欠席をされております。

本日の議事は、お手元に資料の1としてお配りしております議題書のとおりでございますが、本日は、まず報告関係から始めさせていただきたいと思っております。

前回の第7回の運営委員会は、3週間ほど前、12月9日に開催をいたしましたけれども、その後、新聞等で東京電力並びに電力制度改革をめぐりましてさまざまな報道がなされてきております。

このような中で、昨日東京電力から当機構に対しまして、機構法第43条に基づく資金援助の増額、6,894億円余りでございますけれども、の増額申請が行われまして、機構の事務局において昨日受領をしております。

これを受けまして、昨日の夕刻といいますか、暗くなりました7時でございましたけれども、所管の枝野経産大臣より、当機構の杉山理事長、東京電力の西澤社長、それと運営委員長であります私に対して呼びがかかりまして、3名で経産省のほうにお伺いをいたしまして、枝野大臣よりご指示をいただいております。

その内容並びに、この間東電並びに電力制度改革をめぐりましていろいろな動きがございますので、必要最低限のところを含めまして、[] よりご報告を申し上げさせていただきます。

それではよろしくお願いいたします。

○ [] 前回12月9日に運営委員会を開かせていただいて、その折りに総合特別事業計画の考え方ということでご意見をちょうだいいたしました。その後、そこで一応コンセンサスがあったのは、総合特別事業計画の基本的な枠組みとして、これは政府、政治、それから東京電力、金融機関、それぞれですけれども、やはり1歩ずつリスクをとって前に出て、大きなパッケージをつくっていったって合意をするということは合意をいただいたと思っています。

具体的に申し上げますと、1つは料金改定、これをなるべく早くやる、それから2つ目に、資本も含めたいろんな形での経営支援の資金、これは機構、それから金融機関それぞれがある程

度リスクを負ってやる。

それから3番目として、東京電力が、今までの東京電力ではなくて、新しいこういう形を目指すという絵姿を出す。

そういう3つをパッケージにして総合特別事業計画をつくっていこうということだったと思いますので、そういう枠組みについて、東京電力のトップと、これは非公式に、私どもレベル、あるいは閣僚レベルも含めて複数回調整が行われました。

それで、今現在の状況を申し上げますと、1つは経営支援の話につきましては、新聞には国有化とかいろんな話が出ていますが、公的資本を注入するあり方については、具体的に出口の戦略をどうするか、いつまでも国有化しているということはある得ない話でございますので、なるべく短い期間、一時的にやるためにどういう出口のやり方があり得るのか、それから議決権との関係をどうするのか、こういったものが具体的な論点、これからの協議事項だねということで、残っておりました。これはまた年明けに議論をしていくということになっております。

それからもう1つの点は、先ほど申し上げたパッケージのうちの最後の3つ目の、新しい東電の絵姿というところでございますが、ここは今、安定供給のために相当無理して設備を積み上げたり、オペレーションしているときに、どこまで新しい東電の絵姿を出せるのか、安定供給に差し支えない範囲でどこまで出せるのかということが論点になっていまして、これも閣僚レベルでは事務的にももう一度相談させようということになっておりますので、年末年始足かけでまた議論して、運営委員会にも適宜ご報告をしてご議論いただくという運びにさせていただきたいと思っております。

それで、そのときには経営改革委員会、トップレベルと委員長、理事長に出ていただくものですが、そこでもこの基本的枠組みを踏まえた論点について意見交換していけという話も言われております。

そういった水面下でのやり取りを踏まえて行われたのがきのうの枝野大臣と東電・機構の面談でございまして、前回ご説明いたしましたように、この紙で言うと資料4でございますけれども、損害賠償額の増加に伴って追加資金の援助申請が出てきております。合計で6,894億円の賠償額の増額申請が出ております。

結論から申し上げますと、枝野大臣は、きのうの段階では、一方で賠償資金が十分に支出されていない、それからもう1つは、150万人の自主避難に対する費用で2,000億ぐらいが入っているのでこの6,894億という金額になっているのですが、その150万人にどうやってお金を払う

のかという体制ができないまま金を積み上げるわけにはいかないので、そこをまずきちっと詰めてくれという話になっておりまして、したがって一言で言うと留保という形になっております。

それから、私ども機構としても、東京電力と一緒に、今大臣からいただいた宿題をきちんとつくって、具体的には単に金額を変えるだけではなくて、この前ご議論いただいた緊急特別事業計画の中身の変更、特にこの賠償部分についての変更、追加ということになると思います。それが、それとあわせて、できた段階で大臣に認定をお願いするという運びになるものと思います。

資料3のほう、「枝野大臣と東電・機構の面談概要」という、きのうのやり取りをちょっとごらんいただきたいと思います。一部報道に出ていますが、大臣と私どもが今まで議論させていただいている真意も含めてちょっと補足でご説明いたしますと、まず最初に、賠償手続きが遅いという不満があるので、全額が被害者の方々に行くお金なんで、必要な対応はするけれども、一方で迅速化、賠償支払いの状況、こういうものを踏まえて最終判断したいということ言われています。

これは今ご説明したようなことが背景でございまして、したがって、年が明けて、とにかく至急150万人に対する支払い体制というのを整備しなくちゃいけないというのが宿題で残っております。

あわせて、先ほどご説明した基本的な枠組みについての内々の、水面下での意見交換を踏まえて、枝野大臣が3月の総合計画に向けて自分の基本的立場を申し上げておきたいと言って、3点言われたのは、第1は、一時的な公的管理も含め、あらゆる可能性を排除しない総合計画を早急に検討してほしいということをやりました。

それから2番目としまして、ある種大義名分は、万全な事故処理と親身で迅速な賠償のために財務基盤を抜本的に強化することが必要なので、一時的な公的管理も含め、あらゆる可能性を排除しない総合計画を検討してほしい、これも宿題で出たことでございます。

それから2番目に、料金の話で、値上げは電気事業者の権利だという考えが万が一にもあるとすればぜひ改めてほしい。東電という会社をゼロから再出発するという謙虚な心構えで総合計画に取り組んでももらいたいということで、一部報道には、値上げに対して非常にネガティブに答えられたというふうに出ておりますけれども、これは私どもが今まで大臣とお話していると、一番下の行ですが、料金改定は、新しい東電に対する国民の信頼回復とセットでなければならないというところに逆に真意があって、先ほど申し上げたように、資金の支援とそれから

値上げと、それから新しい東電の姿、こういうものを全部セットにして出していかないと国民からなかなか理解が出ないので、それを3月の総合事業計画で目指せ。逆に言うと、それができればきちんと値上げは認めるという含意だと私どもは受け取っております。

それから、2ページ目に参りまして、総合計画には、3月10日の東電に戻ることはあり得ないので、新生東電の絵姿をわかりやすく盛り込んでほしいという話も宿題として出されております。

あと、やり取りが下河辺委員長、杉山理事長、西澤社長ございましたが、それはごらんいただくとおりでございます。

それから、ちょっと流れで、この紙とは直接関係ありませんが、今月起こった話を2つご報告いたしますと、12月16日に冷温停止の宣言が出されまして、12月21日に事故対策の中長期のロードマップが出されました。

注目点は、ロードマップの中で将来幾らぐらいの費用が本当に必要になるのかという金額が出るのかという点だったのですが、今回のロードマップではまだ出されておられません。ただエネ調のほうでは、来年にかけて、ここはいずれにせよやはり金額をある程度出していかないと計画的な事故処理ができませんので、それは何とかやりたいということを言っておるところでございます。

それから、12月26日、昨日に、避難区域の線引きの見直しについての発表がございました。50m S v と20m S v と3段階に分ける、それらを踏まえてさっきの増額申請が出ているわけでございます。

それから、ご報告の第3番目は、昨日あわせて電力改革の関係閣僚委員会がございました。その場で、お手元に配っております「電力システム改革に関するタスクフォース論点整理」というのが経産省から配られたところでございます。

これもきょうの新聞には出ておりますが、ちょっとおめくりいただいて2ページ目です。今回の震災でどういう問題が電力供給システムに生じたのかという話から始まって、タスクフォースでさまざまに議論をしてきたということで、電力市場のあり方、あるいは欧米の電力供給システム等々、ずっと書いて、最後に、必要があればまた後ほど詳しくご説明いたしますが、10ページですが、論点という形で今後の議論していくべき論点を1から10ぐらいまで挙げております。これは、今までの問題点を指摘する一方で、余り教条主義的な話になると逆にこういう中長期的あるいは公益的な観点をどうするのかということで、非常にバランスをとった形で

書いた論点になっています。

それで、今後はこの論点整理を踏まえて、来年に総合エネ調の中でこの問題を議論する場が多分できてくるというふうに伺っておりまして、これは日程はまだ言っていないと思うのですが、多分4月ぐらいにとりあえずの方向性をまず一次的に出すという、そんな日程感で走るのだと思います。

それで、これがきのうの関係閣僚会議で報告をされて、あわせて先ほどのロードマップについても提出されましたけれども、きのう実は大分議論がありまして、財務大臣と文部科学大臣から、特に東電問題について、廃炉の費用、これをどうやって国あるいは料金に乗せていくのかということを考えていかないと、何兆円もかかる話をいつまでも東電に負わせていてもしようがないのじゃないかという議論がお2人から出されました。

そこについては枝野大臣は、一方で余りそれを最初から正面からやって、事故の責任を全部ユーザーに転嫁するののかという批判も浴びかねない問題なので、慎重に検討していきたいというお答えをされていました。

それから、2つ目に議論が集中したのは、原発の再稼働の話でございまして、ここはやはり先ほどのお2人から、とにかく再稼働できるかどうかというのは非常に重要な問題なので、その問題についてきちんと議論すべきだという話がありましたが、そこは枝野大臣、細野大臣から、それはもう全くトッププライオリティーの問題として、自分たち自身も今取り上げている。ただこれは福井をどうするかとか愛媛をどうするかという、各地域の話なんで、余り衆議には付す問題じゃないので、適宜またご報告しながらやらしていただくということで一応了しております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ただいまの[]からの報告につきましては、委員の方からご質問等があるかと思えますけれども、ちょっと後ほどいただくとして、引き続きまして、先ほど、昨日の枝野大臣からのご指示の中にもありました今回の原賠の賠償が大変といいますか、ディレーしているということにつきまして、昨日この原賠問題についての円滑化会議というものが立ち上がりまして、その第1回の会合が持たれております。機構のほうからは、ご担当といいますか、[]がメンバーとしてご出席をされておりますので、簡単に昨日の模様についてご報告をお願いいたします。

○ [REDACTED] [REDACTED] でございます。

昨日の午前、8時半から10時までですが、原子力損害賠償円滑化会議の第1回会合というのが開かれました。出席は経産省の柳澤政務官、文科省の神本政務官、機構のほうから私と執行役員、それから東電からは山崎副社長と広瀬常務ということでありまして、さらに原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長も参加されて、関係する主な機関が集まったということであります。

この会合では、東電のほうからは、原子力損害賠償の進捗状況について、またこの間の改善策の取り組みについての説明を受けました。今現在、個人につきましては対象が約6万人、6万件ぐらいのうちのほぼ半分程度の方が損害賠償の請求書が東電あてに返されているということで、3割、4割台から徐々にふえてきております。

問題点は、この損害賠償の請求書類の確認の体制が必ずしも十分でなかったということもあって、滞留する案件があったようではありますが、10月の中旬からその改善策が取り組まれまして、現在では、目標の、個人については1日1,000件の請求書の確認作業が進められているということで、12月当初の1日600件レベルからは数的には改善されている。その間のさまざまな改善策の取り組みの紹介がありました。

とはいえ、まだ全体の半数程度の方がこの請求の枠組みに入ってきていませんし、そしてまた、合意書の作成そして支払い、これをスピードアップすることについてさらにいろいろな取り組みを東電の側でされるということで、また次回会議でもその進捗状況の報告を受けることにはなっております。

それから、原紛センター、ADRのほうからは、さまざまに要望が被災者のほうから出されているということで、例えば東電との相対交渉で請求額に対する減額についての十分な理由の説明がなかったとか、いろいろな要望、苦情なども出ておりますので、それらを報告し、東電の側でさらに改善していただくというふうな話はされました。

さらに、避難区域の財物、これは動産であります、動産部分の賠償について早急に解決の調整を進めていくということについても話し合われました。

2つ目の大きな課題は、自主的避難者等への賠償に関する課題と今後の対応についてであります。先般の中間指針追補で明示された対象地域の定額賠償については、これは150万という膨大な対象者数でありますので、市町村などの自治体の協力を得るべく政府としても働きかけを行い、年度内の賠償開始を目指して、東電においても賠償体制の構築を急ぐということであ

ります。

そのほかに、この定額賠償以外の実費、それから対象地域外への対応の必要性というところがこもごも指摘されております。これについても東電みずから必要な体制をとるということとあわせて、市町村の協力も得ながら、ADR、原紛解決センターにおいて和解の中間仕組みの活用を図るなどの取り組みを進めるということが話し合われました。

そのほか、参考条文としては、仮払基金法14条に基づく原子力被害応急対策基金についての紹介がございました。

それで、今後この円滑化会議は、月1回程度定例化しまして、さらにそのもとに実務者会議を設けてこの賠償事務の促進に当たるということが確認されたということでございます。

以上ご報告申し上げます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの2つの報告内容につきましてご質問、ご意見等がおありの委員の方がおありでしたらご発言をお願いいたしたいと思いますが。特にございませんですか。

論点整理の関係で基本問題委員会のほうにご出席されております田中委員、松村委員、何か特にご発言、よろしいですか。はい、わかりました。

それでは、2つの報告について報告をさせていただきました。

それでは、本日予定しております議事に入りたいと思います。議事次第として記載をしております2「東京電力による賠償対応の追加資金援助申請について」でございます。

先ほど簡単にご説明を申し上げましたけれども、6,900億円弱の追加資金の援助申請が参っております。つきましては、追加資金援助の中身、額、今後のスケジュール等につきまして、
[REDACTED]より資料に基づいてご説明をお願いいたしたいと思います。お願いいたします。

○[REDACTED]です。資料4に基づきまして、資金援助の変更の申し込みについてご説明したいと思います。

昨日、東京電力から資金援助額の変更の申し込みを受けております。その理由でございますけれども、この資料4にありますとおり、3つの項目で要賠償額の見通しが増加しているということであります。

1つは自主避難に関する賠償ということで、150万人に対して、8万円あるいは妊婦・子どもは40万円ということになりますと、約2,000億円ということになります。

それから、これは指針で示されたものとは若干異なるわけですが、6カ月目以降も精

神的損害に係る賠償の単価を維持するということと東京電力はしておりますので、そうしますと約500億円増加ということでもあります。

それから、今週月曜日に原災本部で避難指示区域の見直しに関する方針が決定されております。これに基づきますと、避難指示区域を3種類に区分して、最も線量の高い地域では5年以上、そうでない地域であったとしても、まず除染を進めて、線量が低下したことを確認して帰還するという考え方が示されております。これに伴いまして賠償額が増加するということなんです。これは終期がちょっとわからないので、幾ら見積ったらいいかということが問題になるのですけれども、少なくともこの避難指示区域の見直しの区域割りが年1回変更されるということでございますので、単純に考えますと少なくとも来年まで帰れない、大ざっぱに考えれば少なくともそう見積もって構わないだろうということで考えますと、1年分の賠償額が追加されるというふうに東京電力では考えております。それに基づきまして約4,300億円ということになります。

それで、三者あわせますと6,894億円、約7,000億円の増額が必要であろうということになります。

これがないと、2にありますとおり、純資産額が約8,000億円程度ということになりますので、廃炉費用なども勘案いたしますと、過小資本状態に陥るおそれがあるので、今回の申請に至ったというところであります。

法律上の規定についてはこの3に記載されておりますとおりでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、27日に申請を受けておりまして、本日運営委員会ということでございます。

この後、特別事業計画の変更ということで運営委員会で決議を行って、主務大臣に対して認定を申請するというような手続きが必要になるということでございます。

ここで問題になりますのが、先ほどの議論でもありましたが、2ページ目の一番下に小さく書いてあるところなんですけれども、先般11月4日に特別事業計画の中で8,900億円の額を決定しておりまして、既に5,587億円を払い込んでおります。ただ実際にはディスパースしているのは1,335億円ということございまして、約4,000億円が東京電力の銀行口座に滞留しているということで、そういう中で資金援助額を増加するということがちょっとわかりにくいという問題があるかと思えます。

そこで、この点につきまして東京電力の資金援助額の変更申請では、賠償のスピードアップ

を図るということで対策を幾つか記載しております。

10ページ目になりますけれども、10ページ目の中で「賠償の基準」として、①ですが、財物損害とか中間指針では類型化されていない損害について基準を検討して、できるだけお金が流れやすいようにしていくということ。

それから②で、「賠償の組織体制」として現在7,600人ということでございますけれども、これを必要に応じて充実させていきたいという考えが示されております。

それから、12ページのところで、「5つの約束」の実行状況」というところがございます。

「迅速な賠償のお支払い」の項ですが、個人からの請求については、1日当たり約1,000件の確認を行って、年末までに確認書類の滞留を解消する。これは11月までに東電に来たものについては12月中に全部事務処理をするという趣旨なんです。翌月に在庫をキャリーオーバーしないという考え方なんですけれども、このためには約1,000件処理する必要があるのですけれども、まだ年末まで時間があるのでまだ終わってないのですが、多分概ね達成されるような感触を私どもは得ております。

同じように、法人・個人事業主についても、前月までに受けたものについて、次の月のうちに処理するという考え方で今事務の処理を急いでいるということでございますけれども、現時点では、この下の表にありますとおり、受付件数に対する支払件数というのはごくわずかでございまして、このところが問題になり得るということかなというふうに思います。

それから、同じく12ページの下で、「きめ細やかな賠償のお支払い」といったところについても、それぞれ東電内で検討が行われているということでもあります。

それから、最後に14ページのところで、「自主避難等に係る賠償への対応」ということで、今回150万人に及ぶという巨大な賠償でございますので、その実施体制を明確化する必要があるかと思っております。東京電力としては3月を目途に賠償業務を開始するというので、この考え方は、この自主避難の賠償が12月までの損害というふうに審査会で観念されておりますので、そちらについては、これまでのルールに従いますと3月から手続きを開始するというのが、3カ月置きにしていくのですけれども、プロシージャでございますので、そう考えると3月までにやらなきゃいけないということで、ここはかなり急いで体制整備を図っていく必要があるのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、賠償の支払いが現時点では十分に進んでいるとは言えないことと

か、あるいは今回の資金援助の変更の申し込みの中で記載されているところも、まだ年末までの状況を見極める必要があることとか、あるいは検討するとか検討中ですとか、いろいろそういうのもいっぱい書いてありますので、そういうことを踏まえたと、この変更申請を特別事業計画というところに高めるには、当方においても東京電力側においてももう少し努力、検討しなきゃいけないところが残されているのかなというような感じは持っております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見あわせて承りたいと思いますが、おありの委員の方おられますでしょうか。

いずれにしてもこの年末といいますか、年末年始をかけて今お話のあった変更をしなければならない、手当てをしなければならない緊急特別事業計画の該当部分について、東電さんのほうと最終的な詰めを行って、成案を得て、それを回数的には次回の運営委員会にお諮りをされるというイメージですか。

○ 次回が一応今1月10日で日程をいただいているのですが、それに間に合うかどうかちょっと今の時点では定かじゃございません。

それからもう1つは、結局最終的なデッドラインは2月、45日間、決算書を出すのが2月14日になりますので、そこまでにとにかく決めなくちゃいけないというのが、これはもう至上的命題だと思っておりますが、さっき言った宿題がどこまで返せるのかというのは、ちょっとすみません、今の時点ではまだ見極めがついておりません。きょう新聞にも出ていましたけれども、例えば150万人の話は、住民基本台帳を東電に渡せば結構スムーズに進む面はあるのですが、それは法律違反でございますので、そうするとそれをオーバーアライブするためにどういう手続きが必要なのか、いろいろ詰めなくちゃいけないところが多い。

エネ調も東電も含めて、相当緊密に連絡を取り合いながら今、何とか打開策がないかというのをやっているところでございます。

ちょっとその詰まり具合でこの運営委員会で最後決定していただくという日程はまた改めてご連絡いたします。

○下河辺委員長 わかりました。それを踏まえてご意見、ご質問ございますか。どうぞ、

○ 今お話にでました、賠償金額の支払いの進み方についてです。本日午前中ワーキングに参加させていただいたところ、月次での賠償金額についてのご報告がありました。11月

は160億円程度しか賠償が進まなかったらしいのですが、12月は800億円程度まで増加したという内容でした。

変更申請の12ページ目の賠償金のお支払い状況のところを拝見しますと、個人やと法人・個人事業主への支払いと団体への支払いを見ますと、団体への方の金額が件数に対して、当然ではありますが、とても大きいですね。個人や法人・個人事業主をないがしろにしてという意味ではもちろんないと思いますが、一方で件数のみを追っても、金額は結局のところ余り積み上がらないという実態が少し見えるような印象を持ちました。また、先程事務局からご説明あったように、機構が交付を決定している資金の金額と実際賠償金として東電が支払っている金額とは大きく差が生じています。その差額については、つまり機構がまだお金を渡していない分については、決算時に資産の部に“未収原子力損害賠償支援機構資金交付金”として計上されるわけですね。こうした勘定科目が大きな金額でいつまでも計上されていますと、外部から機構は何をしているんだろう、というように分析されかねない可能性もあるかと思うのです。

このようにみますと、東電さんは今後賠償対応の人員を増やすとのことですが、そうした対応のみならず、より金額が積み上がるようなやり方も少し考える必要があるのではないかと思います。そうでなければ、いつまでたっても想定された賠償金額に到達しないのではという懸念を持ちました。今後、年末年始にかけて東電さんと方法を詰めていくということでしたが、是非具体的な議論を進めていただきたいと思います。

○ [] これは門前仲町にセンターがあって、5,000人いて、そこに行って個別の案件をちょっと拝見させていただきますと、実際請求がまだ出てない部分が相当あると。それはそもそも今の時点で請求するのが得なのかどうかとか、まだ面倒くさいのでしばらく待とうとか、そういうので出てきていないのが結構あります。

それから、最初のころは請求書が電話帳みたいについてきて、1個ずつ、たばこ代、酒代、パチンコ代というのが入っているのを全部取っていたのです。それをやっていると1件に何日かかるかわからないということで、そこは実務的に工夫しながら練度は上がってきていると思います。

それから、業界団体のものは、おっしゃるように出てきたものは大きな金額になるのですが、結構詰まって出てきている団体と、全くアバウトに出てきているものがあるって、アバウトに出てきているものは1個ずつ電話して全部詰めるわけです。それで相当時間がかかる。そもそも事業をやっているかどうか確認をするところから始めたりしていますので、全く []

■のおっしゃるとおりなので、そこは金額も件数も、両方とも何とかやるように努力を、私どももするし、東電にもそういうように伝えますけれども、実務的には結構難しい問題があるというのが現場を見るとよくわかりました。

○下河辺委員長 その他ご質問、ご意見おありの方おられますか。よろしいですか■
わかりました。

○■ すみません、除染というか、避難指示区域の見直しで4,300億円の増という話があって、その算定の根拠がペーパーでもう1つよくわからなかったので、ちょっと教えてくださいませんか。

○■ 帰れない間は、その間の精神的損害であるとか生活費の増分であるとか、あるいは営業損害を見積もる必要があるという考え方なんです。ところがこの終期がわかればいいのですけれども、例えば一律5年なら5年ということで、5年であれば5倍すればいいわけですが、そこがわからないということなんです。

それで、少なくとも堅めに見積もると何億円以上あるだろうかという考え方から今回、1年分見積もれば、1年分を割ることはないだろうという考え方で1年分の損害を計上しているということであります。

確かに実際に言うと、一部4月から帰れるかもしれないという地域もなくはないのですけれども、ただそれは全体の人数で言うとわずかでございまして、3地域区分ごと概ね3万人ずつぐらいいるのですけれども、一番線量が低い地域で3万人ぐらいいたとして、どの中の一部が帰れるとしても、まあ数百人、数千人ということですので、一方で残りの地域は1年以上帰ることができないということは確実でありますので、その帰れる人の損害ということを抜きにしても、1年を超える部分の損害が出ることは疑いがないだろうということで1年分を計上しているということです。

そうすると、また翌年になるともう1年分、もう1年分というふうに多分積み上がっていくというような考え方だろうと思います。この中には除染とか、そういうアディショナルな費用というのは入っておりません。

○下河辺委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、その他ご質問がなければ次の議題に移りたいと思います。

3番目、「需要サイドにおける戦略的ビジネス展開の提案公募について」ということで、これは報告でございます。それでは■のほうからお願いをいたします。

○ [REDACTED] [REDACTED]でございます。よろしくお願いします。

お手元にお配りしている資料、資料5と資料5-1という横の紙があるかと思いますが、資料5-1のこの横のパワーポイントの紙でご説明をさせていただければと思います。

これは先日ご議論いただきましたアクションプランの中で議論されてやろうということになった取り組みの1つでございます。書いてございますように「電力デマンドサイドにおける「ビジネス・シナジー・プロポーザル」」ということで、一言で言えば、これから、また来年の夏も、それからその後もそうでしょうけれども、夏のピーク時にどう対応していくかということで、需要対策が非常に重要性が高まっているということでございますけれども、この「目的」の1つ目のボツの真ん中あたりにもありますように、これは来年発表するので昨年になっておりますが、ことしの夏でやったような、あるいは春にやった計画停電とか使用制限という一時的な需要抑制の対応というのが非常に批判を受けているという中で、いかにお客様のインセンティブをうまく引き出しながら需要抑制をずっとやっていくかということがということが課題になっているかと思います。

ただ、東京電力さんの中で幾ら知恵を出していてもなかなかいいアイデアが出てこないということがある中で、広くビジネスプランを募って、提携をしながらやっていこうということで、来年の年明けに公募という形でスタートをして、来年の夏あるいはそれ以降に向けて対応していこうということで、このねらいは大きく3つあるかと思っております。

それが「目的」の2つ目のボツに①、②、③と書いてありますが、1つはやはり今までどうしても電気事業、電力会社の基本的なスタンスとして、安定供給というのを力点に置いてこられたのだと思いますが、少しそういう需要面の対策を強化していく。ある種のスマートな需給を目指すようなビジネスモデルに転換を図っていくということが1点。

それから、お客様のニーズにきめ細かく対応したサービスを多様化し、展開していくということが2点。

それから3点目として、今回やりますような、外部の知見を生かしてイノベーションにつなげていくという、オープンな東京電力に転換していこうという、このあたりの3つの意味合いがあるかと思いますが、こういったことで今言われております新生東電に向けた取り組みの1つとしてこういったことをやってはどうかということでございます。

これは当然、将来的にはピーク需要に対応する発電所に対する投資の抑制にもなっていくということで、経営効率化につながっていくということかと思います。

具体的に、2.「概要」の下のほうにございますように、ビジネスプランを募って、東京電力だけではなくて、有識者の方、それから機構も入って審査を行って提携につなげていくということで、ピーク需要抑制期間として、今回平成24年から26年度までのものを対象に募集をしていこうと考えております。

ページをめくっていただきまして、これは大体の「スケジュール」が4.下のほうにございますけれども、1月6日に募集を開始し、同時にプレスリリースをして、1カ月程度の募集期間で締め切りまして、書面審査、ヒアリング審査を行って、契約締結までは春に、総合計画に合わないかもしれませんが、何らかの覚書の締結あたりまでは行ければということでやってみようと思っております。

それから、ページをめくっていただきまして3枚目でございますけれども、先ほど申し上げましたように有識者の方に審査に加わっていただくということで、[REDACTED]のほうにご協力いただければということと、この真ん中あたりにありますように[REDACTED]、この方は、下のほうにも書いてございますように、技術系の方で、特にスマートグリッド、スマートメーター、そのあたりの部分で非常に高い知見を持っていらっしゃるということで、各種委員会等でも座長などを務めていらっしゃるということで、電力会社の立場だけではなくて、メーカーの立場も含めて、技術的な側面あるいは実行をどうしてやっていくかというということも含めて知見を持たれているということで、この方も加わっていただくかというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして最後のページになりますけれども、どういうものが想定されるのかということで、これは出てみなければわかりませんが、ここに縦に4つ並べておりますが、上の2つが、HEMS/BEMSとかVPPとか書いてありますけれども、一番上のホーム・エネルギー・マネジメント・システムあるいはビルディング・エネルギー・マネジメント・システムと言われるもの、これは需要のほうです。ITシステムなどを利用して調整することによってピーク時に抑えるということで、それをアグリゲートするような事業者さんが、ネガワット取引、減った分を東京電力さんにある種、売るというか、そういう形の事業者さんが出てき得るのかなと。

それから2つ目のVPP、これはバーチャル・パワー・プラントということでございますけれども、CGSというのはコジェネシステムですが、コジェネとか自家発、蓄電池等々をある種、東京電力さんの、自社の電源であるかのように系統運用のもとにおいて供給をやってもら

うということで、いずれにしてもこの真ん中の3つ目のところに書いてありますように、需要あるいは供給をコントロールできるものがこの上の2つでございます。これに対してピークカットできるメリットを東電さんがインセンティブとして対価として返す、そんなようなビジネスが考えられるかなと。

それから3つ目が分散型電源の導入であったり、住宅・ビルの省エネ投資等々でございますけれども、これはその次のところに書いてありますように、例えばハウスメーカーさんとかビル管理会社等々が、そのお客さんに対して省エネ投資とか分散型電源をする際に、あわせて東電さんのほうでそれに合った料金メニューを提供していただくという形で提携をすることによって、こういったものの普及が広がるといったような業務提携です。そんなようなことが考えられるかと思えます。

あと、一番下は再生可能エネルギーを導入するという、メーカーさんなどが考えられるかと思えます。

この公募自体はこれからでございますけれども、今、各種業界の方とも意見交換させていただいて、こういった分野については当然ITメーカーさんであったりとか、ビル管理、それからハウスメーカー等々、エネルギー事業者さん、比較的関心の高い分野でございますので、何らかいい形でつなげられるかというふうに考えております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見、ご要望等ございますでしょうか。応募対象者は事業の遂行力を有する法人等ということですね。

○ [] そうですね。プロポーザル、提携相手です。

○下河辺委員長 ということですね。わかりました。

何かご質問、ご意見、ご参考になるようなお話などございますでしょうか。

○ [] たくさん上がってきそうですか。

○ [] 聞いている限りでは結構関心がある事業者さんが多いようなんで、出てくるのじゃないかと思えます。ただ、実際に提携できるところまで行くかどうかちょっと問題で、そこはぜひ [] にお力をいただければと思います。

○下河辺委員長 ほかにどのようなことでも。

○ [] 今回の企画自体は大変良い動きだと思っておりますが、一方でどのような事業規

模のものが出てくるのか、少し不安ではあります。ご提案の件数が多く、一つ一つはなるほどというものであっても、その全てに人員を充てるとなると大丈夫なのか。先ほどの賠償に関する人員増強との関係も気になります。それに加えて、一つ疑問があります。主な募集内容のなかで、⑦「ビジネスプランにおける東京電力への要求額」という部分があります。要求額の意味もよくわからなかったのですが、これはトータルのコストベネフィットみたいなものなのでしょうか。確かにそうしたものがあつた方が後で審査しやすいのは理解できます。ただ一方で応募者がそうした計算ができるまでデータを持っているのかについてはよくわかりません。東電の内部状況が外部からは見えないなかで、どのように考えたらよいのか、この点について気になりました。

○ [] 規模とか人に関してでございますけれども、規模は、ちょっとこれは実際にどういうものが出てくるかということによりますけれども、例えば一番最初にご紹介したネガワット取引の事業者さんなんかは、数十万から百万ぐらいの割と大きなものをやっているような事業者さんもいらっしゃいますので、それなりの規模のものも出てくる可能性はあるかなと思います。

それから人という意味では、これもちらっとアクションプランの中でご説明したかと思えますけれども、特に今回1つのターゲットはいわゆる定額のお客さん、これは当然小規模で数が多いので、逆に東電さんのほうで自力で営業をやるうとはしているのですけれども、やや限界があるので、むしろこれはその部分をアウトソースするような形になるのじゃないかなという意味では、そういう人の面でもプラスの効果があるのかなというふうに考えております。

それからコストベネフィット、すみません、私が説明を省いてしまいましたけれども、基本的に東電さんのメリットとしては当然負荷時の燃料費の負担、特に負荷時は、ピーク時は高い石油になりますので、これが減るということです。それから今申し上げました営業の部門のコストがある種合理的にできる。それから長い目で見れば、当然ピーク時に必要な設備投資が減っていくわけですから、そういう意味での設備投資削減効果というものがあるかと思えますので、そのあたりの、当然業者さん側は東電でどのぐらいのコストを考えるか、メリットを考えるかというのはわからぬところはあると思いますけれども、そこはまさに交渉しながら実際のフィーならフィーの水準を決めていくということで、経済合理的にやっていくと考えております。

○ [] 今後の状況について、時期をみてまたご報告を御願いできればと思います。

○ [] もちろんそのようにさせていただきます。

○下河辺委員長 その他の委員の方から何かご発言はありますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、[] のほうからのご要望がありましたけれども、ここのスケジュール表にありますとおり、松の内の1月6日から募集開始ですか、それ以降の業界における受けとめ方、反応、どんなインパクトがあったのかということを含めて、逐次、委員会ごとにご報告をいただければと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、議題の最後になりますけれども、前回委員会からの積み残しといいますか、前回委員会は時間の関係でちょっと報告を省略させていただいた案件でございます。

「当運営委員会の議事録の取扱いについて」ということでございまして、本日改めてご報告をさせていただいて確認をいただきたいと思っております。

先般、東京電力に関する経営財務調査委員会の議事録につきましては、ご報告申し上げておりますとおり、情報公開請求を受けまして、今月の15日に調査委員会の委員の先生方にも最終的にご確認をいただいた内容に基づいて、内閣官房において請求者に開示されたようでございます。

同じように、当機構の運営委員会の議事録についても、今後情報公開の対象の文書になりますので、請求を受けた場合の対応方針についてあらかじめご確認をしておきたいということでございます。

それでは担当の [] よりご説明をお願いいたします。

○ [] 今委員長からご紹介がありましたとおり、東京電力タスクフォースの議事録等につきましては、情報公開請求を受けて、先般相手方に開示したということでございます。

今後当機構におきましても、運営委員会の議事録等について、同種の開示の請求がなされる可能性が高いと考えております。

当機構におきましては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律というのがございまして、この対象となっておりまして、開示請求の手続きが定められており、開示をするということになっております。

その際、相手方の競争上の地位に影響がある情報であるとか個人情報であるとか、その手の記載情報についてはマスキング、黒塗りにして処理するということになっております。

開示請求があった場合には、改めてもう一回見直して、相手方の競争上の地位に影響がある

かどうか、あるいは個人情報であるかないかとか、そういったことを吟味した上で個別に開示範囲を定めていくということになろうかと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。ではそのような形で進めていきたいと思います。

本日予定しておりました議事は、報告を含めまして以上でございます。予定しておりました時間がまだ若干ございますけれども、何か、年内最後ということで、ここまでの運営委員会の運営の仕方とか、席上配布させていただいております資料の範囲とか、何か来年以降の運営のあり方についてご要望なりご意見があれば、どんなことでも委員長として承りたいとは思っておりますけれども。

○ [] 運営のあり方じゃないのだけれども、きょう1個目の議題で賠償支払い迅速化というのが重要になっているのですけれども、これは私は状況は余りわからないのですけれども、実際問題としてかなり迅速化されそうなんですか。

○ [] 少なくとも、まず個人と法人について、今までは1日例えば500件来て、処理しているのが300件で、200件ずつ積み上がって、バックログがどんどんふえているという状況だったのですが、そこは本当に人数もふやして土日も含めて相当残業もして、バックログは年内に解消するというところまでは来ております。

ただ根本的な問題は、先ほど申し上げたように、そもそも申請が出てないところをどうするのか。これは実はマーケティングみたいな形で、何で申請が出てないか調べようと思ったのですが、マーケティング会社はこの賠償の話には関与したくないと言って皆さんがお逃げになって、ちょっと今手の打ちようがなくて、とりあえず東電の相談窓口、あるいはいろんな説明会の窓口に来た方で出してない方がどんな要因かというのを東電が聞いたものは聞いております。

それは、やはりさっき申し上げたように、もうちょっと待てばいいことがあるのじゃないかとか、あるいは手続きが煩雑なんでもうちょっと待ってから、みんなの様子を見て出したいというのが続いているということです。

それから、個人の事業者はまだ1万件ちょっとしか出てないのですけれども、対象は恐らく30万件あるのじゃないか。それで、そのうちの6割か7割は観光の風評被害、したがってこれはある一定の案件が積み上がってくるとどどっと出てくる可能性がございますので、これはちょっと様子見というわけです。

○ [] やるときにどっと出るかわからないですね。

○ [] それからあとは、例えば農業とか、そういうところは、JAを通じて出てくるものはある程度処理できるのですけれども、農業の個人事業者というのは、全然契約書じゃなくて土地の貸し借りでやっているのです、そもそも事業実態があるのかという話から始まっているので、ものすごく手間がかかるようです。

○ 下河辺委員長 どうぞ []

○ [] 今の [] のご発言に関連してですが、賠償に関して毎月一体幾ら実効できたのか、あるいは廃炉に関する費用が実際どのように支出されたのかといったキャッシュの動きや、PLおよびバランスシートの動きについては、やはり運営委員会でも毎月把握していった方がいいと思うのです。

月末締め数字はあるかと思しますので、そのタイミングで委員会の中でご報告いただければと思います。

先ほど [] がおっしゃったように、突然賠償が加速するなど、状況が急に変わることも考えられます。ある程度のリアルタイムでのデータ把握は非常に重要と思しますので、是非よろしく御願い申し上げます。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [] 専用口座の残高は毎日東電のほうから報告を受けていまして、あとそれから1週間単位で支払った件数と、それから金額の報告も受けておりますので、その辺をまとめて今後ご報告できるようにしたいと思います。

○ 下河辺委員長 よろしく御願いいたします。

その他何かご意見、ご要望ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、いつもの定例のあれになりますけれども、本日はプレスのブリーフィングは行いませんが、結果概要を取りまとめまして本日の委員会の模様についてプレス関係に配布をいたします。

それからなお、次回、第9回ということになりますが、議題の内容は、本日もご説明を申し上げました緊急特別事業計画の一部の変更の内容についてご審議いただくことになりますけれども、先ほど来の説明にもありますとおり、日程というものがもろもろの事情から現時点ではまだ見通すことができませんので、状況を踏まえて、松の内明け以降の日程をご連絡させていただきたいと思っております。この関係については特に []、先ほどの説明以上のことは

現時点ではないですね。はい、わかりました。

それでは、2011年、平成23年の支援機構の運営委員会は本日で一応区切りということになります。年内いろいろと委員の先生方、また役員の皆様、ご協力ありがとうございました。よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

午後 3時04分 閉会